

## 第4期障がい者基本計画の取り組み状況について【全体】

## 重点課題1から重点課題7についての達成度ごとの評価項目数と割合

達成度	令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	評価項目数	割合	評価項目数	割合	評価項目数	割合	評価項目数	割合	評価項目数	割合
A+: 今年度の取り組みが予定を超えて実施完了(120%)	3	1.0%	1	0.3%	6	2.0%	5	1.7%	1	0.3%
A: 今年度の取り組みが完了(100%)	155	51.8%	128	42.8%	123	41.1%	124	41.5%	116	38.8%
B: 今年度の取り組みが実施過程(75%)	107	35.8%	105	35.1%	108	36.1%	116	38.8%	108	36.1%
C: 今年度の取り組みが着手段階(50%)	13	4.3%	24	8.0%	18	6.0%	17	5.7%	18	6.0%
D: 今年度の取り組みが検討段階(25%)	9	3.0%	13	4.3%	15	5.0%	14	4.7%	17	5.7%
E: 未着手、廃止(0%)	12	4.0%	28	9.4%	29	9.7%	23	7.7%	39	13.0%
合 計	299	100.0%	299	100.0%	299	100.0%	299	100.0%	299	100.0%



## 計画期間全体における取り組み状況

今年度の取り組みが「予定を超えて実施完了(達成度A+)」から「実施過程(達成度B)」となっている項目が全体に占める割合は、現計画初年度の平成30年度では75%(225/299項目)であったのが、5年目の令和4年度は89%(265/299項目)と増えています。

なお、「達成度E」未着手の項目数は平成30年度の39項目から、令和4年度には12項目と減っています。未着手の項目には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために交流行事等を開催中止とした項目が含まれており、これらを除いた項目は、「主催会議への障害当事者の参加促進への働きかけ、子育て中の精神障害のある人同士の交流の機会、住居確保や就労に向けた経済的助成の検討、市営住宅改修時の室内段差解消等のバリアフリー化等でした。未着手項目については、その背景を確認した上で、着手への働きかけ等を行います。

## 各重点課題における今期の取り組み状況等

## &lt;重点課題1. 障がいのある人への理解の促進&gt;

誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会の実現に向け、基本施策(1)「障がいへの理解を深める広報・啓発活動の充実」では、情報発信を多様な媒体において、様々な機会を捉えて継続的に取り組むことが重要なことから、広報紙やテレビ広報で特集を組み広く周知する他、ポスター掲示や市立中学校生徒への資料配布等に取り組みました。

一方、基本施策(2)「住民主体の交流づくり」では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から行事が開催できなかったものもあり、今後は感染拡大防止に配慮した上での事業実施が必要となっています。

## &lt;重点課題2. 暮らしを支えるサービスの充実&gt;

障がいのある人がより自立した生活を送ることができるよう障がい福祉サービス等の充実については、習志野市地域共生協議会(以下「地域共生協議会」という。)において協議がなされており、日中活動の場の確保や移動支援サービスの促進等が課題となっています。基本施策(1)「それぞれの障がいや生活環境にあった福祉サービス等の提供」では、介護保険事業所の障がい分野への参入を促すため、地域共生協議会において共生型サービス勉強会を開催しました。

また、基本施策(5)「関係機関の障がいへの専門性を深める取り組みの強化」では、障がい福祉サービス事業所職員等の資質向上が図られるよう、地域共生協議会による研修や意見交換会等が実施されました。

さらに、日々の関わりの中で相談を受けること多い保育・教育・児童育成等に携わる職員が、障がいへの理解と経験を深めることで、専門性を活かしたより質の高い取り組みに繋がるよう研修会や巡回相談等が実施されています。ひまわり発達相談センター主催の発達支援研修(公開講座)では、受講方法にもZoomやYouTubeを取り入れることで多くの方の受講を可能としました。

### <重点課題3. 就労等を通じた社会参加の促進>

企業における障がいへの理解の推進や、障がい者雇用に関する法令等順守の意識向上と障がい特性に配慮した就業環境の整備による職場定着の推進を目指し、基本施策(2)「就労支援の強化」を掲げています。地域共生協議会就労支援部会では、習志野商工会議所総会において職場実習への協力をよびかけました。障がいのある人の職場定着に向けた支援については、就労系障害福祉サービス事業所の意見交換会を開催し、事業所・市・関係機関との連携を図っていますが、具体的な支援策の検討にはいたっていません。

また、基本施策(1)「働ける・働きたい」の意識醸成につながる支援では、市のイベントで障がいのある人がスタッフとして参加する機会として、障がいのある方を講師に啓発事業「盲導犬について」や「車椅子バスケット」等を開催しました。

### <重点課題4. 障がい児支援・発達支援の充実>

障がいのある子への支援として、それぞれの分野における個別の取り組みにとどまらず、ライフステージに合わせて保健・医療・福祉・保育・教育などが連携した対応が求められています。職員の資質向上やカリキュラム・相談体制等の強化を目指した基本施策(1)「特別支援教育の充実」においては、免許法認定講習の受講を促して特別支援学校教諭免許状取得者を増やしました。また、教育相談に臨床心理士・公認心理士に加え特別支援教育相談担当を配置することで、充実した相談体制を整えました。施設面では、計画的に特別支援学級・通級指導教室に係る小・中学校のエレベーター設置工事等を実施しました。

### <重点課題5. 相談支援の充実>

「相談」は様々な悩み等の軽減・解消のみならず、必要な福祉サービスの利用につなげること、さらには潜在的なニーズを掘り起こすことが期待される重要な機会です。福祉部門とその他の分野の情報共有と協力の推進、関係機関の連携など専門性の高い人生設計を見据えた相談体制の充実を目的とした基本施策(1)「相談支援体制の整備」では、障がいのある人の家族に向けての相談支援の強化として、地域の中核的相談機関の基幹相談支援センターを設置して相談支援事業所の支援や研修を実施しました。

また、ひきこもりの人への支援の実施として、訪問・電話・外出同行等の支援により、相談者の就労や障害福祉サービス等の社会資源に繋がりました。

なお、相談支援の充実では、障がいのある人の生活を地域全体で支える「ならとも拠点システム(地域生活支援拠点等)」の整備に向け令和4年度に要綱制定や事業者への説明会を開催しました。整備後はシステムの運用状況を検証・検討し、機能の充実に努めます。

### <重点課題6. 情報コミュニケーション保障と権利擁護の推進>

本市では、生活上欠かせない情報の取得や利用を保障し、コミュニケーションを図るための言語や様々な手段の普及と理解の促進を目指しています。基本施策(3)「差別解消と合理的配慮の普及・啓発」では、障がい者マークを記載したクリアファイルを作成し、障がいのある方への対応についてまとめた資料等とあわせて市内公立中学校(全校、全学年)へ配布しました。

また、基本施策(5)「手話・点字等様々な手段による情報コミュニケーション保障」では、手話の職員研修や市民向け講座で補聴器等を用いて磁気ループを体験してもらい、庁内外から講座や集会等での利用に繋ぐことができました。この他、登録により、全国の外出先から聴覚障がい者自身による緊急連絡を可能とするNET119の導入や、コロナ感染が疑われる場合等において遠隔手話通訳の対応を可能としました。

### <重点課題7. 社会資源の充実>

誰もが安心で安全な生活を送るためにバリアフリーやユニバーサルデザインによるハード面の整備は重要であり、また、災害時への対応に配慮した体制を整えることが必要です。基本施策(1)「バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実」では、バリアフリー対策工事としてJR津田沼駅北口駅前広場の改良工事を行いました。

また、基本施策(4)「防災・災害対策等の整備」では、防災訓練への視覚、聴覚障がい者や車椅子使用の医療的ケア児の参加があり、支援訓練を実施しました。今後、様々な障がいの方に参加してもらい、障がいの特性に応じた避難ができるようにしていく必要性があります。